

令和7年度 放課後児童クラブ 入会申込みについて

令和7年度の放課後児童クラブについて、次のとおり入会申込みを受付けます。入会を希望される方は、手続きをお願いします。

自動更新ではありません。令和6年度利用中の方も申込みが必要です。

放課後児童クラブとは

保護者等が昼間、就労等で自宅にいないご家庭の小学生児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

入会の要件

- ・西条市内の小学校に在籍していること。
 - ・保護者および18歳以上65歳未満の同居家族が裏面「入会を必要とする理由」に該当すること。
- *同居とは、世帯分離・同じ敷地の2世帯住宅や離れ住宅を含みます。
- ・前年度までの保護者負担金に未納がないこと。

申込方法

■入会申込書の受付期間

令和7年1月20日（月）～1月31日（金）

*4月1日から利用の方は、必ずこの期間内に申込をしてください。

■提出場所

各小学校区の児童クラブ（月～土曜日の活動時間中）

市役所本庁新館4階学校政策課（月～金曜日の8:30～17:15）

■提出書類

- ① 児童クラブ入会申込書
- ② 同意書兼誓約書
- ③ 児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収に関する申出書
*3か月以上保護者負担金を滞納された場合、児童手当から徴収いたします。
- ④ 保護者および18歳以上65歳未満の同居家族の就労証明書等
*裏面の「入会を必要とする理由」必要書類チェックリストで確認してください。
- ⑤ 非課税証明書

*令和6年1月1日時点で西条市に住所がなく非課税の方は、前住所地で非課税証明書を取得し提出してください。提出がない場合は課税世帯の判定となります。

兄弟姉妹で入会する場合は、上記②③④⑤の書類は1枚の提出でかまいません。

*書類不足は受付できません。証明書等が遅れる場合はご相談ください。

■入会の決定

入会決定は先着順ではありません。提出書類の審査後、入会決定を行います。

入会決定通知書は、令和7年3月中旬に各家庭へ送付する予定です。電話での問い合わせにはお答えできません。

年度途中でも受付できる場合がありますのでご相談ください。

■入会期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

申請書ダウンロードは
こちら



「入会を必要とする理由」必要書類チェックリスト

***今年度より保育所等に就労証明書等を提出している場合も、児童クラブへ証明書等の提出が必要になります。
（保育所等に提出している就労証明書等のコピー可）**

*令和7年度中に65歳以上になる同居者（祖父母等）の方は、就労証明書等は不要です。

*勤務状況が変更になった場合は、速やかに新しい就労証明書を提出してください。

*求職活動を理由とした入会はできません。

入会を必要とする理由	必要な書類
就労中の場合 (会社員・内職・法人自営業)	1. 就労証明書 1. 就労証明書 2. 確定申告書等以下の書類のいずれか 自営業等中心者：①～④いずれかのコピー ① 確定申告書 ② 開業届 ③ 営業許可証 ④ 売り上げや収支がわかる書類 自営業等協力者：①～⑤いずれかのコピー ① 確定申告書（中心者の屋号・氏名が確認できるページおよび専従者に関する事項が確認できるページ） ② 青色事業専従者給与に関する届け出・変更届 ③ 協力者の源泉徴収票 ④ 給与明細（代表者が証明するもの） ⑤ 自営業中心者の①～④いずれか
保護者が就学中の場合	1. 家庭状況申立書 2. 在学証明書または、合格証明書 3. カリキュラム等（ない場合は家庭状況申立書裏面のタイムスケジュールを記入）
保護者が病気等の場合	1. 家庭状況申立書 2. 診断書（家庭内保育が困難である旨の記載があり、申請日時点で作成後6か月以内のもの） 身体障害者手帳コピー、療育手帳コピー、その他書類 (2)については、いずれかの書類)
介護（看護）の場合	1. 家庭状況申立書 2. 家庭状況申立書裏面のタイムスケジュール 3. 診断書、身体障害者手帳コピー、療育手帳コピー、介護保険被保険者証コピー、その他書類 (3)については、介護・看護状況がわかる、いずれかの書類)
妊娠・出産の場合 (予定日を基準とする 産前2か月、産後2か月)	1. 家庭状況申立書 2. 母子健康手帳のコピー（保護者名が記載された表紙と出産予定日が記載されたページ）

開設場所・定員

	クラブ名	開設場所	定員	電話番号
西条	西条児童クラブ	西条小学校	80	0897-55-0628
	神拝児童クラブ	神拝小学校	80	0897-56-3156
	大町児童クラブ	大町小学校	100	0897-53-8990
	玉津児童クラブ	玉津小学校	100	0897-53-3007 (A) 0897-53-3714 (B)
	飯岡児童クラブ	飯岡小学校	40	0897-53-1813
	神戸児童クラブ	神戸小学校	40	0897-56-2786
	橘児童クラブ	橘小学校	20	0897-57-9678
	禎瑞児童クラブ	禎瑞小学校	25	0897-57-9277
	氷見児童クラブ	氷見小学校	40	0897-57-6062
	東予	周布児童クラブ	周布小学校	40
吉井児童クラブ		吉井小学校	40	0898-64-3211
多賀児童クラブ		多賀小学校	50	0898-64-2550
壬生川児童クラブ		壬生川小学校	55	0898-64-2881
国安児童クラブ		国安小学校	50	0898-66-5188
吉岡児童クラブ		東予西児童館	40	0898-66-5308
三芳児童クラブ		東予北地域交流センター	50	0898-66-0223
楠河児童クラブ		楠河小学校	50	0898-66-5110
庄内児童クラブ		旧庄内幼稚園	35	0898-66-2736
丹原	丹原児童クラブ	丹原小学校	75	0898-76-2467
	中川児童クラブ	中川小学校	90	0898-75-3370
	田野児童クラブ	田野公民館	25	0898-68-5130
	徳田児童クラブ	徳田公民館	65	0898-68-7911
	田滝児童クラブ	田滝小学校	20	0898-68-8980
小松	小松児童クラブ	小松小学校	50	0898-72-3990
	石根児童クラブ	石根公民館	35	0898-72-3625

【問合せ先】

西条市教育委員会事務局 学校政策課 地域学校協働係 (本館4階)

TEL 0897-52-1728



児童クラブの概要



■開設時間

学校授業日：放課後から午後6時まで

学校休業日：午前7時30分から午後6時まで

- *土曜日や夏休み等の長期休暇、学校行事(参観日、運動会等)での振替休業日も開設します。
- *児童クラブを利用できる時間は、就労証明書等で証明されている、保護者等が就労している日、就労している時間です。就労以外の理由「家庭の用事、兄弟等の行事等」では利用できません。
- *閉室時間は午後6時です。就労終了後は速やかにお迎えをお願いします。就労時間を長時間過ぎてのお迎えや、児童の希望による遅い時間のお迎えはできません。
- *安全確保のため原則児童クラブ教室までのお迎えをお願いします。どうしてもお迎えが困難な場合は、以下の時間までは児童一人での帰宅を可能としますので、連絡ノートに記入してください。
4月～10月 午後5時 11月～3月 午後4時30分

■閉室日

- ①日曜日及び国民の祝日
- ②年末・年始(12月29日～1月3日)
- ③台風・集団風邪等の場合で、学校が臨時休校となった時
- ④登校後に警報等の発表により途中下校となった時
- ⑤その他、市長が定める日

*利用児童がいない場合は閉室する場合があります。

*長期休暇等学校休業は、午前7時の時点で警報等の発表がある場合は閉室となります。警報が解除されても開室しません。

*警報等での閉室については、マチコミメールでお知らせします。必ず登録をお願いします。登録方法は、入会決定通知書に同封します。

令和7年度より、お盆(8/13～8/16)とお祭り(10月)も開室します。

■土曜日の合同実施について

- 西条地区 橘児童クラブは氷見児童クラブと合同実施
- 東予地区 庄内児童クラブは楠河児童クラブと合同実施
- 丹原地区 徳田児童クラブ・田野児童クラブは丹原児童クラブと合同実施

*利用状況によっては、他の児童クラブも合同実施になる場合があります。

■外出について

原則一度児童クラブを退室したら戻ってくることはできませんが、公民館等近隣の施設で行われる子ども教室・未来塾等への参加は可能です。参加を希望される方は、児童クラブ指導員へご相談下さい。

- *外出中は児童クラブ活動外になり保険適応外になりますので、保護者の責任での外出となります。
- *悪天候の場合やルールが守れない場合は、参加を中止することがあります。
- *個人で参加する学習塾やスポーツ教室に参加するために児童クラブを退室した場合は帰宅となり、再度クラブへ戻ってくることはできません。

■保護者負担金について

	月額（8月以外）	月額（8月）
市民税課税世帯	3,000円	6,000円
市民税非課税世帯	1,500円	3,000円
2人目以降の児童（同月利用の場合のみ）	1,500円	3,000円
生活保護世帯	0円	0円

■保護者負担金額の決定について

父母・扶養義務者の市民税の課税状況で決定します。

令和7年4月～令和7年8月の負担金額

- ・令和6年度市民税（令和5年収入分）を基準に判定します。
- ・令和6年1月1日時点で西条市に住所がない方で非課税の方は、前住所地で非課税証明書を取得し提出してください。提出がない場合は課税世帯の判定となります。

令和7年9月～令和8年3月の負担金額

- ・令和7年度市民税（令和6年収入分）を基準に判定します。
- ・令和7年1月1日時点で西条市に住所がない方で非課税の方は、前住所地で非課税証明書を取得し提出してください。提出がない場合は課税世帯の判定となります。

*世帯や課税状況等の変更により、負担金額の見直しを希望する方は申請が必要です。申請の翌月からの変更になりますので必ずご連絡ください。

■保護者負担金についての注意事項

- ・保護者負担金は原則、口座振替です。
- ・新規口座登録の方は、決定通知書に同封する「西条市口座振替依頼書」を金融機関に提出してください。提出の翌月からの口座振替となります。
- ・前年度等に口座登録をされている方は、引続き同じ口座より引落としとなります。口座変更をする場合は、「西条市口座振替依頼書」を金融機関に提出してください。
- ・月の途中での入退会および休会再開の場合でも日割り計算はありません。
- ・通年利用で申込をされている場合、休会届の提出後、再開届の提出があるまで休会が継続します。再度児童クラブを利用するときは利用前日までに再開届を提出してください。

利用月に応じて保護者負担金がかかります。利用しない月がある場合は、前月の25日までに休会届を提出してください。25日以降に休会届を提出した場合は、利用がなくても保護者負担金がかかります。

例：5月1日から休会する場合

4月25日までに休会届を提出→5月分の保護者負担金がかかりません。

4月26日以降に休会届を提出→5月分の保護者負担金がかかります。

■再開届、退会・休会届について

児童クラブおよび学校政策課にあります届出用紙、または入力フォームから届出してください。



再開届



退会・休会届



■連絡ノートについて

- ・初めて入会する児童（特に新1年生）は、必ず事前に親子で見学し、連絡ノートをお受け取りください。その際に利用に関する詳しい内容について指導員より説明いたします。
- ・利用時には、お迎えの時間やお迎えに来られる人などを記入し、児童に持たせてください。連絡ノートを忘れていたり記入がないときは、利用できない場合があります。

利用にあたっての注意事項

■学習時間について

- ・宿題や自習・読書等をするための学習活動の時間を確保します。児童が自主的に行えるように環境を整えたり、声かけをしたり習慣づけの指導をします。宿題の進み具合や内容については、ご家庭で確認をお願いします。
- ・下校時刻が遅くなったときなどは、学習をする時間が確保できないことがあります。

■お弁当について

- ・学校休業日および短縮授業日など給食のない日には、お弁当が必要です。
- ・おやつについては、各クラブでご確認ください。
(安全のため、大玉あめ・ガム・こんにゃく入りゼリー・棒付き菓子、マシュマロは禁止です。)
- ・学校と同様、お茶を持参してください。特に学校休業日は、多めに用意してください。

■児童の怪我や体調が変化した場合について

- ・活動中の事故への補償として、スポーツ安全保険に加入しています。
- ・事故等が発生したときは、緊急連絡先に連絡しますのでお迎えをお願いします。
- ・緊急連絡先は必ず連絡のとれる番号を記入してください。
- ・児童クラブの指導員が投薬をすることはできません。アレルギー等で緊急時の対応が必要な方はご相談ください。



■その他

- ・支援員の指導に従わず他の児童に危険行為等を行った場合や迷惑行為を繰り返す場合は、活動中においても保護者へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。頻繁に繰り返すなど運営に支障をきたす場合は退会となる場合があります。
- ・申込後 1 年間全く利用のない方がいます。本当に必要な方が入会できない場合がありますので「とりあえず入会」はご遠慮ください。
- ・新一年生も、4月1日から利用できます。入学前に児童クラブを利用する場合は、安全のため必ず保護者が「送迎」をしてください。

